

一般廃棄物搬入申出書 兼 処理手数料減免申請書

令和 年 月 日

(あて先) 亀岡市長 桂川 孝裕

住 所
団 体 名
申請者 氏 名
(担当者)
電話番号

市の設置する処理施設に、手数料の減免を受けて一般廃棄物を搬入したいので、亀岡市循環型社会推進条例施行規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

廃棄物の発生理由・場所(住所、町名等)			
該当する減免要件(該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 天災その他の災害(施行規則第10条第1項第1号該当) <input type="checkbox"/> 自治会等が実施する環境美化活動(// 第2号該当) <input type="checkbox"/> その他(// 第2号該当) ()		
廃棄物の内容(廃棄物の写真がある場合は添付)	ごみの種類(該当欄に○)	内 容	搬入見込量(重量、袋数等)
	燃やすしかなないごみ		
	埋立てるしかなないごみ		
	粗大ごみ		
搬入希望日時	令和 年 月 日() 時 分頃 (ごみの種類ごとの搬入可能日時は裏面参照)		
搬入予定車両	車 種	登録番号	延べ台数
			台

※必ず搬入希望日の5開庁日前までに、資源循環推進課サーキュラー推進係へ提出してください。
 ※火災等の場合は、り災証明書の写しを添付してください。

一般廃棄物搬入許可及び処理手数料減免承認

上記の申請について、亀岡市循環型社会推進条例第 23 条及び亀岡市循環型社会推進条例施行規則第 10 条第 1 項の規定に該当すると認められるため手数料の減免を承認します。
 裏面の注意事項を厳守いただき、搬入時に本証をご持参ください。
 なお、右欄に承認印がないものは無効です。

資源循環推進課
資減第 号

【注 意 事 項】

- ・「亀岡市のごみの分け方・出し方(保存版)」に基づき分別し、処理施設ごと、ごみの種類ごとに持ち込んでください。分別されていないものは受け入れできません。
- ・搬入時は、事故防止のため、場内では必ず係員の指示にしたがってください。
- ・市で処理できないものは、搬入許可及び処理手数料減免承認を受けていても受け入れできません。「亀岡市のごみの分け方・出し方(保存版)」を確認いただき、不明な場合は事前に下記問い合わせ先へご相談ください。
- ・自治会や町内会、各種団体等の環境美化活動の実施により発生した廃棄物は、原則として各自治会にお知らせしている受け入れ日程に、事前予約のうえ搬入してください。
- ・火災により発生した廃棄物は、「火災に遭われた場合の廃棄物(火災ごみ)の取り扱いについて」に基づく処理が必要となりますので、事前に申し出てください。

●ごみの種類と搬入先

ごみの種類	燃やすしかないごみ	埋立てるしかないごみ 粗大ごみ
処理施設	桜塚クリーンセンター	エコトピア亀岡
所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚 6-6	亀岡市東別院町大野法華1
電話番号	0771-27-3355	0771-27-2123
搬入可能曜日	月～金曜日	月～金曜日(※水曜日は除く)
搬入可能時間	午前 8 時30分～11 時30分 午後 1 時00分～4 時30分	午前 9 時00分～11 時30分 午後 1 時00分～4 時00分
減免申請に関する 問い合わせ先	亀岡市 資源循環推進課 サーキュラー推進係 電話番号 0771-55-5305 FAX0771-22-3809	

※エコトピア亀岡は毎週水曜日に埋立てるしかないごみ収集車両で混み合うため、受け入れ不可。